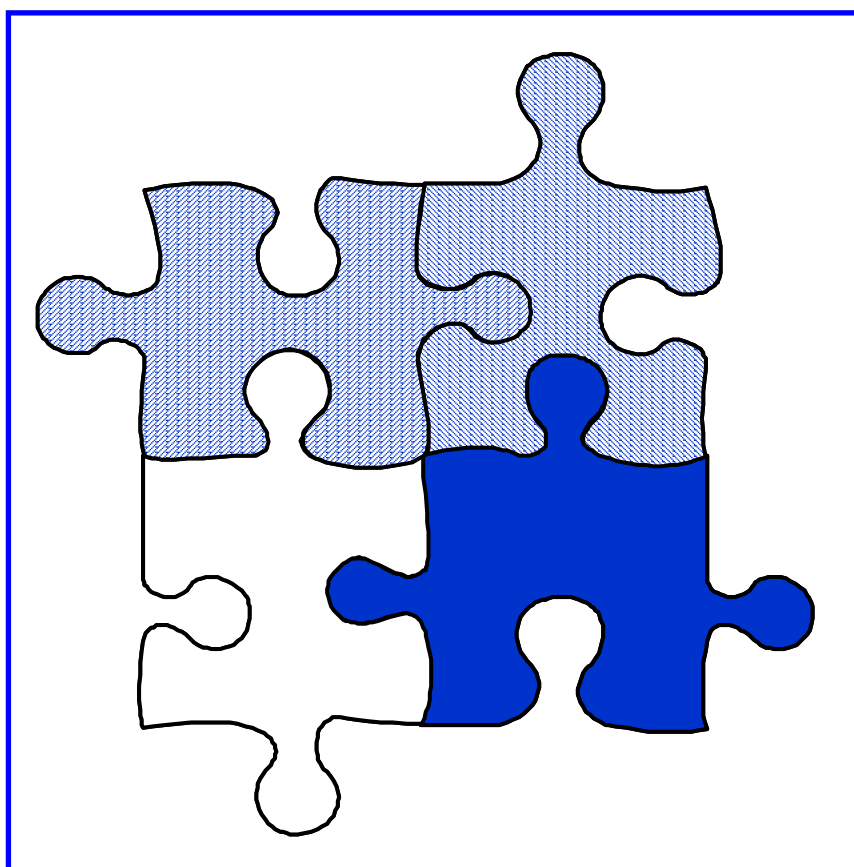
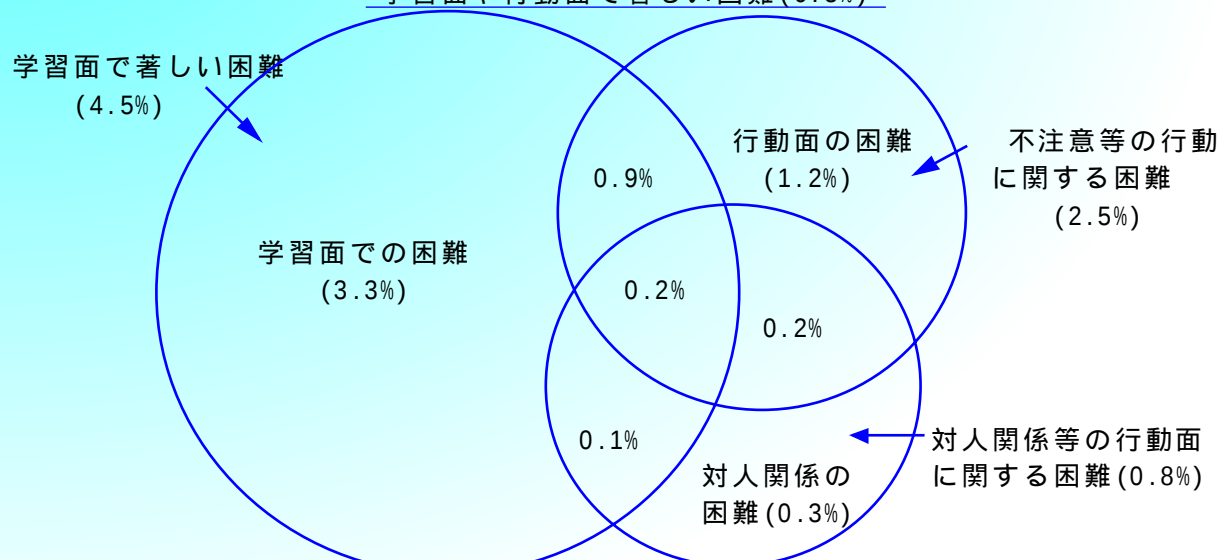


資料編



実態調査の結果

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする
児童生徒に関する全国実態調査（文部科学省 平成14年2月実施）」
学習面や行動面で著しい困難（6.3%）

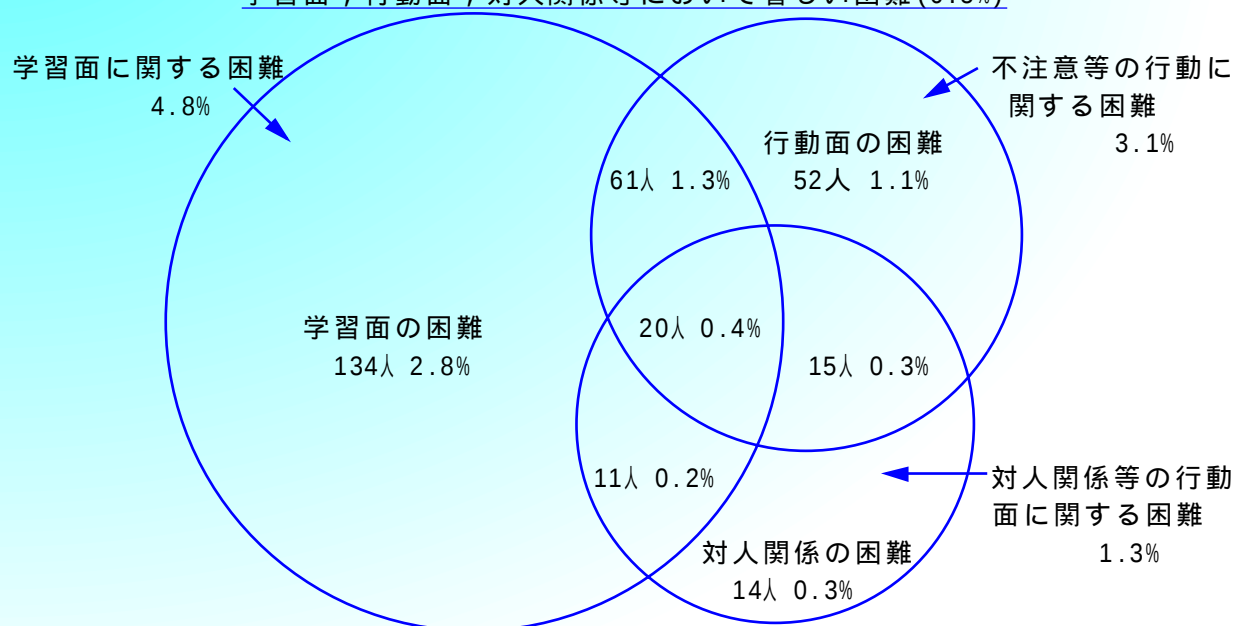


調査方法：質問紙調査法による担任教師からの回答

質問内容：学習面，行動面に関する項目（資料編チェックリスト参照）

調査規模：全国5地域の小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒4万人

「学習面や行動面に困難を有する児童生徒の本県調査
（県総合教育センター平成17年9月実施）」
学習面，行動面，対人関係等において著しい困難（6.5%）



調査方法，調査内容は全国調査と同じ

調査規模：県内小学校22校，中学校22校，196学級 4712人

気付きの方法（チェックリスト）

1 学習面に関する困難を調べる項目

「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」、「計算する」、「推論する」の6領域に、各5問ずつ計30項目から構成されています。それに対して、0：ない、1：まれにある、2：ときどきある、3：よくあるの4段階で回答します。各領域ごとに合計点を出し、12ポイント以上の領域が一つであれば、「学習面に困難が有り、何らかの支援が必要な児童生徒」と判断します。

		ない	まれにある	ときどきある	よくある	領域合計
聞 く	・ 聞き間違いがある（「知った」を「行った」と聞き間違える）	0	1	2	3	
	・ 聞きもらしがある	0	1	2	3	
	・ 個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい	0	1	2	3	
	・ 指示の理解が難しい	0	1	2	3	
	・ 話し合いが難しい（話し合いの流れが理解できず、ついていけない）	0	1	2	3	
話 す	・ 適切な速さで話すことが難しい（たどたどしく話す、とても早口である）	0	1	2	3	
	・ ことばにつまったりする	0	1	2	3	
	・ 単語を羅列したり、短い文で内容的に乏しい話をする	0	1	2	3	
	・ 思いつくままに話すなど、筋道の通った話をするのが難しい	0	1	2	3	
	・ 内容をわかりやすく伝えることが難しい	0	1	2	3	
読 む	・ 初めて出てきた語や、普段あまり使わない語などを読み間違える	0	1	2	3	
	・ 文中の語句や行を抜かしたり、または繰り返し読んだりする	0	1	2	3	
	・ 音読が遅い	0	1	2	3	
	・ 勝手読みがある（「いきました」を「いました」と読む）	0	1	2	3	
	・ 文章の要点を正しく読み取ることが難しい	0	1	2	3	
書 く	・ 読みにくい字を書く（字の形や大きさが整っていない、まっすぐに書けない）	0	1	2	3	
	・ 独特の筆順で書く	0	1	2	3	
	・ 漢字の細かい部分を書き間違える	0	1	2	3	
	・ 句読点が抜けたり、正しく打ったりすることができない	0	1	2	3	
	・ 限られた量の作文や、決まったパターンの文章しか書けない	0	1	2	3	
計 算 す る	・ 学年相応の数の意味や表し方についての理解が難しい（三千四十七を300047や347と書く。分母の大きい方が分数の値として大きいと思っている）	0	1	2	3	
	・ 簡単な計算が暗算できない	0	1	2	3	
	・ 計算をするのにとても時間がかかる	0	1	2	3	
	・ 答えを得るのにいくつかの手続きを要する問題を解くのが難しい（四則混合の計算。二つの立式を必要とする計算）	0	1	2	3	
	・ 学年相応の文章題を解くのが難しい	0	1	2	3	
推 論 す る	・ 学年相応の量を比較することや、量を表す単位を理解することが難しい（長さやかさの比較。「15」は150」ということ）	0	1	2	3	
	・ 学年相応の図形を描くことが難しい（丸やひし形などの図形の模写、見取り図や展開図）	0	1	2	3	
	・ 事物の因果関係を理解することが難しい	0	1	2	3	
	・ 目的に沿って行動を計画し、必用に応じてそれを修正することが難しい	0	1	2	3	
	・ 早合点や、飛躍した考えをする	0	1	2	3	

2 行動面に関する困難を調べる項目

「不注意」、「多動性—衝動性」に関する各 9 項目，計18項目から構成されています。リストでは交互に並べています。それに対して，0：ない，もしくはほとんどない，1：ときどきある，2：しばしばある，3：非常にしばしばあるの 4 段階で回答します。回答の 0，1 を 0 点，2，3 を 1 点に換算し，少なくとも一つの群で該当する項目が 6 ポイント以上であれば，「行動上に困難があり，何らかの支援が必要な児童生徒」と判断します。

〔「不注意」、「多動性—衝動性」〕	ない、ほと んどない	ときど きある	しばし ばある	非常にしば しばある	換算点
1 学校での勉強で，細かいところまで注意を払わなかったり，不注意な間違いをしたりする	0	1	2	3	
2 手足をそわそわ動かしたり，着席していても，もじもじしたりする	0	1	2	3	
3 課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい	0	1	2	3	
4 授業中や座っているべき時に席を離れてしまう	0	1	2	3	
5 面と向かって話しかけられているのに，聞いていないようにみえる	0	1	2	3	
6 きちんとしていなければならない時に，過度に走り回ったりよじ登ったりする	0	1	2	3	
7 指示に従えず，また仕事を最後までやり遂げない	0	1	2	3	
8 遊びや余暇活動に大人しく参加することが難しい	0	1	2	3	
9 学習課題や活動を順序立てて行うことが難しい	0	1	2	3	
10 じっとしていない。または何かに駆り立てられるように活動する	0	1	2	3	
11 集中して努力を続けなければならない課題（学校の勉強や宿題など）を避ける	0	1	2	3	
12 過度にしゃべる	0	1	2	3	
13 学習課題や活動に必要な物をなくしてしまう	0	1	2	3	
14 質問が終わらないうちに出し抜けに答えてしまう	0	1	2	3	
15 気が散りやすい	0	1	2	3	
16 順番を待つのが難しい	0	1	2	3	
17 日々の活動で忘れっぽい	0	1	2	3	
18 他人がしていることをさえぎったり，じゃましたりする	0	1	2	3	

奇数番目の設問群（不注意）換算点合計 （ ）

偶数番目の設問群（多動性—衝動性）換算点合計 （ ）

3 行動面に関する困難を調べる項目

「対人関係やこだわり」等に関する27項目から構成されています。それに対して、0：いいえ，1：多少，2：はいの3段階で回答します。該当する項目が22ポイント以上であれば，「行動上に困難が有り，何らかの支援が必要な児童生徒」と判断します。

〔「対人関係やこだわり」等〕	いいえ	多少	はい
・ 大人びている，ませている	0	1	2
・ みんなから，「○○博士」，「○○教授」と思われている（例：カレンダー博士）	0	1	2
・ 他の子どもは興味を持たないようなことに興味があり，「自分だけの知識世界」を持っている	0	1	2
・ 特定分野での知識を蓄えているが，丸暗記であり，意味をきちんとは理解していない	0	1	2
・ 含みのある言葉や嫌み言われても分からず，言葉通りに受け止めてしまうことがある	0	1	2
・ 会話の仕方が形式的であり，抑揚なく話したり，間合いが取れなかったりすることがある	0	1	2
・ 言葉を組み合わせて，自分だけにしか分からない造語を作る	0	1	2
・ 独特な声で話すことがある	0	1	2
・ 誰かに何かを伝える目的がなくても，場面に関係なく声を出す（例：唇を鳴らす，咳ばらい，喉を鳴らす，叫ぶ）	0	1	2
・ とても得意なことがある一方で，極端に不得手なものがある	0	1	2
・ いろいろな事を話すが，その時の場面や相手の感情や立場を理解しない	0	1	2
・ 共感性が乏しい	0	1	2
・ 周りの人が困惑するようなことも，配慮しないで言うてしまう	0	1	2
・ 独特な目つきをすることがある	0	1	2
・ 友達と仲良くしたいという気持ちはあるけれど，友達関係をうまく築けない	0	1	2
・ 友達のそばにいても，一人で遊んでいる	0	1	2
・ 仲のよい友人がいない	0	1	2
・ 常識が乏しい	0	1	2
・ 球技やゲームをする時，仲間と協力することに考えが及ばない	0	1	2
・ 動作やジェスチャーが不器用で，ぎこちないことがある	0	1	2
・ 意図的でなく，顔や体を動かすことがある	0	1	2
・ ある行動や考えに強くこだわることによって，簡単な日常の活動ができなくなることがある	0	1	2
・ 自分なりの独特な日課や手順があり，変更や変化を嫌がる	0	1	2
・ 特定の物に執着がある	0	1	2
・ 他の子どもたちから，いじめられることがある	0	1	2
・ 独特な表情をしていることがある	0	1	2
・ 独特な姿勢をしていることがある	0	1	2

ポイント合計（ ）

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」の概要

平成17年12月8日に提出された答申の概要は以下の3項目にまとめることができます。

- 1 盲・聾・養護学校制度の見直し
- 2 小・中学校における制度の見直し
- 3 教員免許制度の見直し

1 盲・聾・養護学校制度の見直し

現 状	障害の程度が比較的重い児童生徒に対して、障害の種類ごとに別々の学校制度と教員免許制度を設定していた。
	1 養護学校や特殊学級に在籍している児童生徒が増加する傾向にあり、特に知的障害養護学校がその傾向が強い。 2 訪問教育の対象となっていた障害の重い児童生徒の受入が進むとともに、盲・聾・養護学校では43.3%（肢体不自由養護学校では75.3%）の児童生徒が重複障害学級に在籍している。 3 特別支援教育を推進するためには、現在の盲・聾・養護学校の制度を様々な教育的ニーズに適切に対応し得るものとする必要がある。



現在の盲・聾・養護学校を障害種別を超えた学校制度（「特別支援学校（仮称）」）に

- 1 対象となる障害種別
現在の盲・聾・養護学校の対象となっている5種類の障害種別（盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱）及びこれらの重複障害
- 2 特別支援学校（仮称）の設置
各都道府県において、複数の障害に対応した教育を行う学校の設置が可能であるが、これまでどおりの特定の障害に対応した学校を設けることも可能
- 3 特別支援学校（仮称）の名称
特定の障害に対応する形態の特別支援学校（仮称）については、引き続き「盲学校」、「聾学校」、「養護学校」と称することができるよう検討
- 4 特別支援学校（仮称）の機能
教育上の高い専門性を生かした地域の小・中学校への積極的な支援（以下例示）
 - (1) 小・中学校等の教員への支援機能
 - (2) 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
 - (3) 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
 - (4) 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
 - (5) 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
 - (6) 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

2 小・中学校における制度的見直し

LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒等を含め障害のある児童生徒が通常の学級に在籍したうえで、その必要に応じ、指導等を受ける形態（「特別支援教室（仮称）」）の構想を段階的に実現する。



特別支援教室（仮称）に向けた当面の方針

- 1 小・中学校における総合的な体制整備の確実な推進
各都道府県レベル：特別支援連携協議会・専門家チームの設置，巡回相談員の小・中学校への指導助言
各学校レベル：校内委員会の設置，特別支援教育コーディネーターの指名個別の教育支援計画の策定
- 2 特殊学級における交流及び共同学習の促進と担当教員の活用
 - (1) 特殊学級担当教員と通常の学級担当教員との連携の下で，特殊学級に在籍する児童生徒が通常の学級で学ぶ機会を適切に設ける。
 - (2) 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援が効果的に行われるように特殊学級を担当する教員の一層の活用を進める。
- 3 通級による指導の見直し
LD・ADHDも対象とするとともに，指導時数の緩和や弾力的な運用が可能になるようにする。
- 4 いわゆる「巡回による指導」の位置付けの明確化
定期的を実施され，教育課程の一部に位置付けられるものは制度的な位置付けを明確化する。



実現に向けて更に今後，検討しなければならないこと

- 固定式学級の機能の維持
- 教職員配置システムの在り方
- 教員の専門性の向上

「小・中学校における総合的な体制整備の確実な推進」とは，文部科学省の委嘱事業「特別支援教育体制推進事業」において，これまで県や小・中学校が取り組んでいる体制整備を確実に推進することです。

3 教員免許制度の見直し

特殊教育教諭免許状保有者率が特殊教育諸学校の教員の半数程度であるなど専門性が不十分な状況 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」より



基本的な考え方

盲・聾・養護学校の「特別支援学校」（仮称）への転換に伴い，学校の種別ごとに設けられている教員免許状を，障害の種類に対応した専門性を確保しつつ，LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた総合的な専門性を担保する「特別支援学校教諭免許状（仮称）」に転換



特別支援学校教諭免許状（仮称）の在り方

- 1 特別支援学校教諭免許状（仮称）の対象範囲
特別支援学校（仮称）の教員，小・中学校における特殊学級や通級による指導を担当する教員やLD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒に対する特別な指導を担当する教員
- 2 特別支援学校教諭免許状（仮称）の種類
 - (1) 一種免許状
特別支援教育を担当する教員の標準的な免許状で，すべての障害種別に共通する基礎的知識・指導方法や，重複障害のある児童生徒の病理等の基礎を修得
 - (2) 専修免許状
特定の障害種別に対する深い専門知識，指導法等に加え，特別支援学校（仮称）のセンター的機能を総合的にコーディネートできる知識・技能を修得
 - (3) 二種免許状
最小限必要な基礎的知識・指導法を身に付け，特別支援教育担当教員を確保するための経過措置として取得すべき免許状
- 3 特別支援学校教諭免許状（仮称）の課題
 - (1) 現行の盲・聾・養護学校教諭免許状を有する者は，特別支援学校（仮称）の教員となるように，講習会等を受講することとするなど必要な措置を講ずること
 - (2) 当分の間，特殊教育免許の保有を要しないこととしている教育職員免許法附則第16項について，時限を設けて廃止することが適当とすること

以上のほか「障害のある児童生徒の就学の在り方」，「特別支援教育の普及啓発」，「就学前及び後期中等教育等における特別支援教育の在り方」，「法令上の用語等の見直し」などについても答申を行っています。

ライフステージに応じた関係機関

ライフステージ	関係機関の例	主な関係機関の概要
就学前	乳児期	児童総合相談センター 児童問題に関する総合的な相談指導並びに障害児の早期発見，早期療育のため障害児に対する判定判断や訓練などを行う機関です。
		（発達障害者支援センター） 発達障害児（者）やその家族からの相談に応じ，専門的な指導及び助言を行い，就学前の発達支援から就労支援まで行う機関です。
	幼児期	児童デイサービス事業施設 障害のある児童に対し，通園の方法により指導育成を行う施設です。
就学中	小学校	知的障害児通園施設 知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて，これを保護するとともに，独立自活に必要な知識技能を与える施設です。
	中学校	心身障害児（者）療育等支援事業施設 在宅の障害児（者）の地域生活を支援するため，療育指導，相談等や施設職員に対しての療育技術指導等が受けられる施設です。
	高等学校	
卒業後		障害者就業・生活支援センター 関係機関と連携しながら，障害者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言，職業準備訓練のあっせんなど障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行います。
	発達障害者支援センター	
	障害児（者）療育等支援事業施設	
	障害者就業・生活支援センター	障害者職業センター 障害者に対してハローワークと協力して，就職に向けての相談，職業能力等の評価，就職前の支援から職場適応までの援助まで行う施設です。
	公共職業安定所	
	障害者職業センター	

関係機関一覧（平成18年4月現在）

児童総合相談センター（発達障害者支援センター）		
鹿児島県児童総合相談センター	鹿児島市桜ヶ丘6-12	099-264-3003
鹿児島県発達障害者支援センター	（児童総合相談センター内）	099-264-3720
相 談 所		
鹿児島県大隅児童相談所	鹿屋市打馬2-16-6	0994-43-7011
鹿児島県大島児童相談所	奄美市名瀬小俣町20-2	0997-53-6070
児童デイサービス事業施設		
障害児デイサービスセンター わかば園	鹿児島市紫原4-37-5	099-257-1083
鹿児島子ども療育センター	鹿児島市吉野町4484-2	099-244-4644
障害児デイサービスセンター あゆみ	鹿児島市星ヶ峯2-1-1	099-264-8764
障害児デイサービスセンター なかよし園	鹿児島市真砂本町51-10	099-284-1490
障害児デイサービスセンター おひさま	鹿児島市緑ヶ丘町6-6	099-244-1590
指宿市子ども発達支援センター さつき園	指宿市開聞十町2764	0993-32-3800
H A S 発達支援センター	南さつま市金峰町尾下383-1	0993-77-2730
療育センター あおぞら	川辺町田部田4862-3	0993-56-1135
生福療育園	いちき串木野市上名8671	0996-32-3359
子どもの家療育クラブ	日置市伊集院町妙円寺1-64-3	099-273-5192
薩摩川内市子ども発達支援センター つくし園	薩摩川内市永利町4107-2	0996-20-1288
阿久根市発達支援センター こじか	阿久根市赤瀬川3948-7	0996-72-1246
児童デイサービス ひだまり	出水市向江町11-27	0996-63-8047
大口市子ども発達支援センター通園事業 たんぽぽ	大口市鳥巢421-1	0995-22-2015
霧島市国分ひまわり園	霧島市国分中央3-33-10	0995-45-8908
虹の家療育センター	始良町東餅田2601-1	0995-66-1310
横川町療育センター ぼっぼくらぶ	霧島市横川町上ノ15226-1	0995-73-2282
湧水町子ども発達支援センター	湧水町木場1396	未 定
末吉学園ひまわりクラブ	曽於市末吉町岩崎425	0986-76-8030
にこにこはうす	志布志市志布志町帖6571-9	0994-73-3775
おひさまキッズ	鹿屋市海道町156	0994-46-4296
めぶき園	肝付町後田5501	0994-65-2340
児童デイサービス縄文	屋久町原8	0997-46-3139
児童デイサービス事業 のぞみ園	奄美市佐大熊町11-3	0997-53-1718
てくてく教室	喜界町湾1800	0997-65-1419
発達支援センター あおぞら園	徳之島町母間10950	0997-84-1610
和泊町療育センター のびのび	和泊町和泊884-3	0997-92-1325
与論町療育センター ほのぼの	与論町茶花1436	0997-97-2737
知的障害児通園施設		
ひこばえ学園	鹿児島市犬迫町5975	099-238-0205
薩摩川内市子ども発達支援センター つくし園	薩摩川内市永利町4107-2	0996-20-1288
情緒障害児短期治療施設		
鹿児島自然学園	鹿児島市郡山岳町2208	099-245-6630
心身障害児（者）療育等支援事業施設		
総合支援センター やまびこ医療福祉センター	鹿児島市皆与志町1779	099-238-2755
生活支援センター なんさつ	頴娃町別府4710-6	0993-38-0454
生活支援センター ほくせい	出水市美原町3151	0996-63-8410
生活支援センター ふれあい	大口市宮人463-30	0995-23-0115
生活支援センター よろこび	加治木町日木山2455-1	0995-63-9955
生活支援センター たたえ	始良町東餅田2444-5	0995-67-8966
生活支援センター こだま	肝付町後田5501	0994-65-1515

県教育委員会			
義務教育課特別支援教育係		鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1	099-286-5296
県総合教育センター			
特別支援教育研修課		鹿児島市宮之浦町 8 6 2	099-294-2820
盲・聾・養護学校			
視覚障害	鹿児島盲学校	鹿児島市下伊敷 1 - 5 2 - 2 7	099-220-0441
聴覚障害	鹿児島聾学校	鹿児島市草牟田 2 - 5 3 - 5 4	099-226-1815
知的障害	武岡台養護学校	鹿児島市小野町 2 7 6 0	099-282-0440
	南薩養護学校	南さつま市金峰町尾下 3 2 6	0993-77-0100
	串木野養護学校	いちき串木野市下名 1 0 4 1	0996-32-4105
	牧之原養護学校	霧島市福山町福山 6 1 4 0 - 1	0995-56-2665
	鹿屋養護学校	鹿屋市大浦町 1 4 0 0 0	0994-44-5109
	中種子養護学校	熊毛郡中種子町野間 6 5 8 4 - 4	0997-27-2818
	大島養護学校	大島郡龍郷町芦徳 1 9 1 2 - 1	0997-62-3050
知肢併置	出水養護学校	出水市文化町 9 6 6	0996-63-3400
肢体	鹿児島養護学校	鹿児島市吉野町 2 3 0 0	099-243-0114
	桜丘養護学校	鹿児島市桜ヶ丘 6 - 1 2	099-265-6642
不自由	皆与志養護学校	鹿児島市皆与志町 1 7 8 2 - 1	099-238-5078
病弱	加治木養護学校	姶良郡加治木町木田 1 7 8 4	0995-63-5729
知肢病	指宿養護学校	指宿市十二町 4 1 9 3 - 2	0993-23-3211

地域障害者職業センター			
鹿児島県障害者職業センター		鹿児島市鴨池 2 - 3 0 - 1 0	099-257-9240
都道府県障害者雇用促進協会			
鹿児島県障害者雇用促進協会		鹿児島市山之口町 1 - 1 0	099-219-2002
公共職業安定所（ハローワーク）			
鹿児島公共職業安定所		鹿児島市下荒田 1 - 4 3 - 2 8	099-250-6060
川内公共職業安定所		薩摩川内市若葉町 4 - 2 4	0996-22-8609
鹿屋公共職業安定所		鹿屋市西原 4 - 5 - 1	0994-42-4135
国分公共職業安定所		霧島市国分中央 1 - 4 - 3 5	0995-45-5311
加世田公共職業安定所		南さつま市加世田武田 1 7 8 3 5 - 2	0993-53-5111
伊集院公共職業安定所		日置市伊集院町大田 8 2 5 - 3	099-273-3161
大口公共職業安定所（出張所）		大口市里 7 6 8 - 1	0995-22-8609
大隅公共職業安定所		曾於市大隅町岩川 5 5 7 5 - 1	0994-82-1265
出水公共職業安定所		出水市緑町 3 7 - 5	0996-62-0685
熊毛公共職業安定所（出張所）		西之表市西之表 1 6 3 1 4 - 6	0997-22-1318
名瀬公共職業安定所		奄美市名瀬長浜町 1 - 1	0997-52-4611
徳之島公共職業安定所（分室）		大島郡徳之島町亀津 5 5 3 - 1	0997-82-1438
指宿公共職業安定所		指宿市東方 9 4 8 9 - 1 1	0993-22-4135
宮之城公共職業安定所（出張所）		薩摩郡さつま町宮之城屋地 2035 - 3	0996-53-0153

発達障害者支援センターの案内

平成18年2月1日に自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害がある子どもや大人，家族の相談等に応じる「県発達障害者支援センター」が県児童総合相談センター内に設置されました。

■ 発達障害者支援センターとは

発達障害児（者）やその家族からの相談に応じ，専門的な指導及び助言を行い，就学前の発達支援から就労支援までライフステージに応じた支援を行うとともに，発達障害児（者）に携わる医療，保健，福祉，教育，就労などに従事する方々に対し，発達障害についての情報提供及び研修を行います。

■ 利用できる方は

自閉症，アスペルガー症候群，LD（学習障害），ADHD（注意欠陥／多動性障害），広汎性発達障害などの発達障害のある方のほか，そのご家族や関係する方々も利用できます。

療育手帳の有無や，これまで診断を受けたかどうかは問いません。

■ 支援内容は

相談支援 ➡ 日常生活に関する相談に対して，適切な指導や助言，情報提供などを行います。

確定診断 ➡ 相談支援で診断が必要とされた方について，いろいろな検査を行い，医師が総合的に診断を行います。

発達支援 ➡ 発達障害の早期発見に努め，必要に応じて個別支援計画を作成し関係機関と協力した発達支援を行います。

就労支援 ➡ 仕事に関する相談に対して，助言や情報提供を行います。
また，障害者就業・生活支援センター，ハローワークなどと連携した就労支援も行います。

普及啓発 ➡ 発達障害に対する県民の正しい理解を深めるため，パンフ

レットやホームページ，県広報誌などを活用し，普及啓発を行います。

人材育成 ➡ 発達障害児（者）に携わる医療，保健，福祉，教育，就労などに従事する方々への研修を行い，発達支援に関する技術の向上を図ります。

■ 相談方法は

電話相談 ➡ 月曜～金曜 / 9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0
土曜・日曜・祝祭日は休み

来所相談 ➡ 予約制（電話での予約が必要です。）

巡回相談 ➡ 予約制（電話での予約が必要です。）

離島や遠隔地を対象とし，年間計画を定め，あらかじめ市町村等を通じて住民に広報し，予約を受け付けて職員が出向きます。

当センターでの相談等は無料です。

プライバシーに関する情報は厳守します。

■ 連絡先は

住所：〒891 - 0175

鹿児島市桜ヶ丘6丁目12番（県児童総合相談センター内）

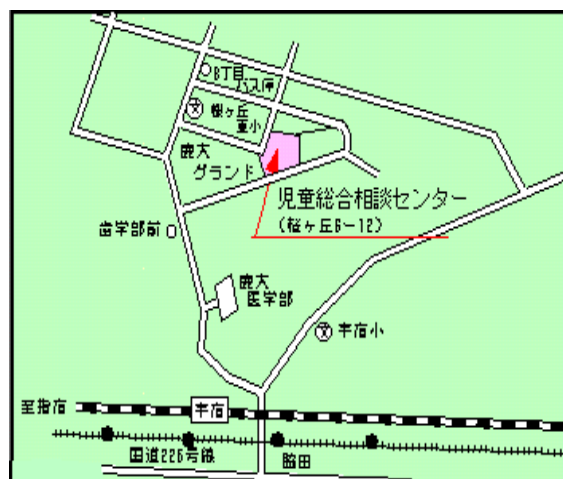
T E L 099 - 264 - 3003（代表番号）

099 - 264 - 3720（直通番号）

F A X 099 - 264 - 3044

E-mail:hattatsu@pref.kagoshima.lg.jp

■ 場所は



県総合教育センター刊行資料の紹介

現在，県総合教育センター特別支援教育研修課では，3か年計画で「特別な教育的ニーズにこたえる総合的な支援の在り方に関する研究」を研究主題として調査研究を進めています。これまでの調査研究の成果は，指導資料や研究紀要として，Webページ上でも紹介しています（P64参照）。

これらの刊行物の中から，LD等の児童生徒の指導に当たって参考になると思われる平成16～17年度に刊行した指導資料及び平成18年度に刊行する予定の指導資料の標題を以下に示しました。また，平成15年度と平成17年度に発刊した研究紀要についても簡単に説明してあります。一度，総合教育センターホームページにアクセスしていただくと，先生方が疑問に感じていらっしゃることを解決する手掛かりが得られるのではないかと思います。

1 指導資料

【平成16年度刊行】

- ・ 特別な教育的支援を必要とする子どもに対する「個別の教育支援計画」の作成と活用の在り方
- ・ 発達障害のある子どもの行動上の問題の理解と支援
- ・ 障害のある子どもへの情報手段活用による教育的支援の進め方

【平成17年度刊行】

- ・ 盲・聾・養護学校における地域支援体制の在り方

【平成18年度刊行予定】

- ・ 広汎性発達障害の子どもの理解と支援
- ・ 障害のある子どもの保護者を支える教育相談の在り方
- ・ 特別な教育的ニーズのある子どもを育む校内支援体制
- ・ 軽度発達障害のある子どもへのソーシャルスキルトレーニングの進め方

2 研究紀要

(1) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援の在り方に関する研究

校内支援体制確立のための校内委員会の設置の方法，実態把握の進め方，望ましい教育的対応の検討，保護者との相談・対応における基本姿勢などを，調査研究の結果に基づいて示してあります。第6章のQ & Aでは，LD等の児童生徒への具体的な対応例も分かりやすく説明してあります。

(2) 「個別の指導計画」に基づく授業の在り方に関する研究

特別な教育的支援を必要とする児童生徒を支援する上で，重要なツールとなる個別の指導計画を授業に生かすための作成・実施・評価・改善の各段階における留意点等を示してあります。Q & Aでは，通常の学級等における作成例も示しましたので，参考にしてください。

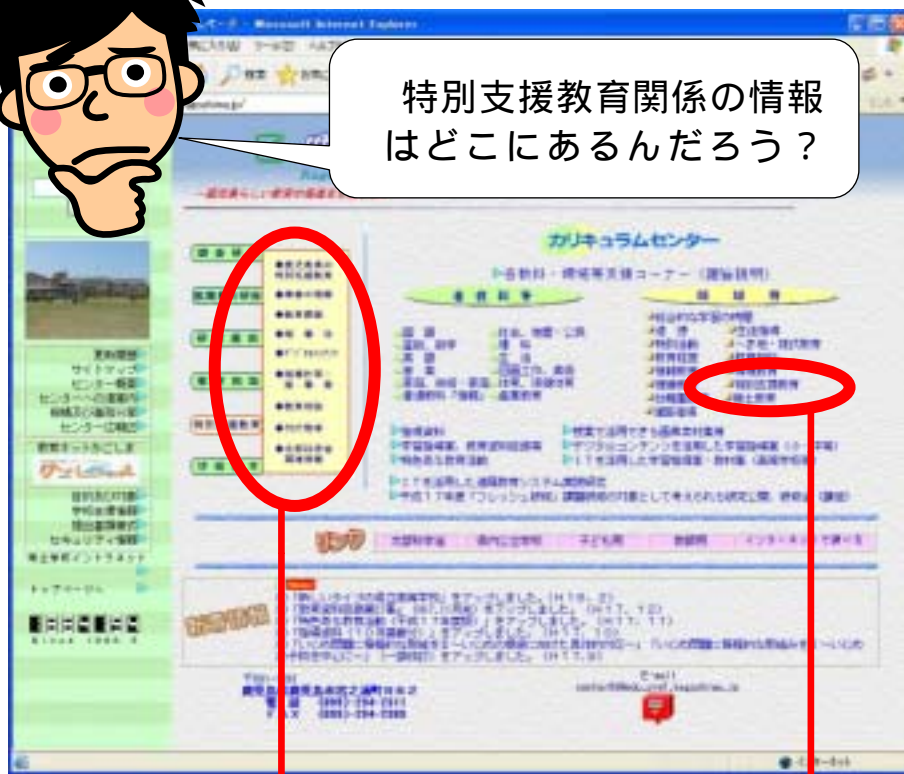
県総合教育センターのWebを活用しよう

県総合教育センター特別支援教育研修課では、Webページを通じて特別支援教育に関する様々な情報を発信しています。ぜひご利用ください。

URL : <http://www.edu.pref.kagoshima.jp/>



特別支援教育関係の情報はどこにあるんだろう？



入り口は2カ所です

・ のフレームにある「特別支援教育」メニューを合わせると右側にメニューが表示されます。

・ の「特別支援教育」をクリックして特別支援教育研修課のページに入る方法もあります。

各ページでは以下の内容を掲載しています。

- ・ 特別支援教育研修課の指導資料、研究紀要
- ・ 障害の理解、指導法
- ・ 特別支援教育に関する研修情報
- ・ 指導計画、指導案例 など

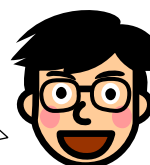


また、これら以外にも、特別支援教育に関する最新の情報を掲載・更新しています。



「○○さんの支援に生かせそうだな・・・」

「校内研修でも先生方に紹介してみよう」



専門家チームによるLD等の判断

校内委員会では、保護者の了解を得たうえで、県教育委員会に設置された専門家チームに、対象の児童生徒がLD、ADHD、高機能自閉症等であるか否かの教育的な判断やより専門的な立場からの教育的対応の在り方についての助言を求めることができます。専門家チームでは、校内委員会の申し出を受けて提供された実態把握の結果や授業参観、保護者からの情報収集などを基にLD等の判断をし、意見書を作成して校内委員会に専門的意見を示します。

1 専門家チームの役割

専門家チームは、医学、心理、教育の専門家で構成され（平成17年度は7人、2チーム）、主に以下のような役割を担っています。

- ア LD、ADHD、高機能自閉症等であるか否かの判断
- イ 児童生徒への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示
- ウ 学校の支援体制についての指導・助言
- エ 保護者・本人との相談、説明
- オ 校内研修への支援 など

2 LD等の判断

LD等か否かの判断とは、当該児童生徒が、「LD等としての教育的対応が望まれる児童生徒であるか否か」を教育的に判断するもので、医師が診断基準に基づいて障害の有無や障害名を診断することとは異なるものであることに留意する必要があります。その際、以下のような観点から判断作業を行います。

(1) 知的能力の評価

個別知能検査等の結果から、全般的な知的発達の遅れがないことや認知能力のアンバランスの有無、特徴などを把握します。

(2) 教科の学習に関する基礎的能力の評価

校内委員会から提出されたアセスメント資料や学力検査の結果から、学習の到達度やつまずきの特徴（国語等の基礎的能力の著しいアンバランス）を把握します。

(3) 心理・行動面の評価

校内委員会から出されたアセスメント資料や巡回相談員，専門家チームによる行動観察の結果から，行動上の特徴，コミュニケーションや言葉遣い，対人関係上の特徴などを把握します。

(4) 医学的な評価

主治医の診断書や意見書がある場合，LD等を発生させる可能性のある疾患や状態像が認められるかどうかを検討します。また，保護者からの生育歴の聞き取り等から特にADHD，高機能自閉症の可能性がある場合，必要に応じて医療機関への受診を勧めます。

3 望ましい教育的対応についての意見提示

専門家チームでは，LD等の判断結果やその根拠と同時に，前項の(1)～(4)の結果を踏まえて，より専門的な立場から望ましい教育的対応についての意見も提示します。その主な内容は以下のとおりです。

(1) 指導を行うにふさわしい教育形態

通常の学級における指導等の基本になる教育形態や個別指導の必要性などについて助言します。

(2) 指導に当たっての基本的配慮事項

情報処理の特性を踏まえた学習指導における留意点や行動上の問題に対する対応や働き掛けの工夫などの基本的配慮事項を助言します。

(3) 各教科に関わる指導方法

学習上のつまずきを軽減できるよう，国語，算数・数学などの基礎的能力（読む，聞く，話すなど）に対応して，教師の働き掛けや教材・教具の工夫，環境構成の工夫など，特に大切になるポイントを助言します。

4 専門家チームに判断を求める上での留意点

- 専門家チームにおける判断作業は，校内委員会における実態把握と教育的対応の検討がベースになります。校内委員会から専門家チームに提出する資料等（P67～68参照）についても，巡回相談員と連携して準備を進めておく必要があります。
- LD等の判断作業は，基本的に保護者の了解が得られていないとできません。ただし，保護者が希望しない場合でも，児童生徒の学習や行動の状況によっては必要に応じて再度，協議し，専門家による判断を求めることを勧めることも大切です。学校と家庭が協力・連携してよりよい支援を進めようとする日ごろからの信頼関係づくりが大切です。

校内委員会から専門家チームに提出する資料等

1 校内委員会での判断資料（P 68参照）

- ・ 「A 学習の状況」には、国語等の基礎的能力における1～2学年以上の遅れの有無や全般的な知的発達の遅れの有無について、校内委員会での判断結果を記入します。
- ・ 記入に当たっては、「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」のP 79～81の実態把握のための観点を参考にします。

2 アセスメント資料

(1) 医 学

- ・ 保護者記入の生育歴、相談・治療歴等調査票（様式は専門家チーム作成）
- ・ 主治医の診断書や意見書など（ある場合）

(2) 心 理

- ・ WISC - の検査用紙（心理担当がプロフィール・検査結果だけでなく、反応の様子からも細かく分析するため、検査用紙そのものを全て提出）
- ・ 集団式知能検査の結果、K-ABCなどの他の心理検査の結果（ある場合）

(3) 教 育（全て写しで可）

- ・ 気付きのためのチェックリスト結果
- ・ 教育分野アセスメントシート結果（様式は専門家チーム作成）
- ・ CRT等の標準学力検査の結果
- ・ 指導要録（当該学年・前学年）、ノート、テスト、作品など

3 その他

校内委員会から専門家チームへの申し出は、基本的には巡回相談員を介して行われます。また、提出された資料について情報が不足する場合、校内委員会に新たな資料提供を求めることもあります。

校内委員会での判断資料

(作成 平成 年 月 日)

事例番号	作成者職・氏名			
学 年	第 学年	性別	年 齢	歳 月
特別な教育的支援が必要ではないかと考えられる理由(保護者からの相談,担任の気づき等の内容)				
A 学習の状況				
国語又は算数の基礎的能力の著しい遅れ(校内委員会としての判断)				
有・・・(小2・3年...1学年以上の遅れ,小4以上...2学年以上の遅れ)				
無 有・無どちらかに。また資料があれば添付する。				
標準学力検査等の結果 学業成績,日ごろの授業態度,提出作品, ノートの記述,学校生活の状況などで気になること	知能偏差値: 学力偏差値(総合): 新成就値:			
全般的な知的発達の遅れ(校内委員会としての判断) 有・無 どちらかに。				
個別式知能検査の結果 (WISC -)	F I Q : V I Q : P I Q : 結果の特徴:			
現在及び過去の学習の 記録からの確認				
B 行動面で気になること				
教科指導における気付き,行動上の気付き, コミュニケーションや言葉遣いにおける気付き, 対人関係における気付き				
C その他の障害(病気)等				
D 家庭環境その他				
E 医学的な評価のための資料(主治医の診断書や意見書など) どちらかに				
有 (内容:), 無				
F 留意事項				
学習面や行動面の困難な状態が一時的でないことの確認(有,無) どちらかに。				
専門家チームへ判断を求めることに対する保護者の了解(有,無) どちらかに。				
校内委員会の判断	専門家チームに判断を(求める,求めない) どちらかに。			
判断を求める理由				
ほしい助言の内容				

実態把握のための主な検査

検 査 名	検 査 の 特 徴	備 考
P R S LD児・ADHD児 診断のための スクリーニン グ・テスト	LD児・ADHD児診断のためのスク リーニング。五つの診断項目から構成さ れ、「言語性LD」、「非言語性LD」、「総 合診断」ができ、子どもの特性を理解で きる。	検査時間：3分 適応年齢：5～15歳 検査者：家族以外の対 象児をよく知 っている人
L D I LD判断のた めの調査票	LD判断のための調査票。六つの基礎 的学力と行動、社会性の計8領域で構成 され、各領域は12項目から成り、4段階 評定を用いる。LDの判断のための一つ の資料となる。	検査時間：20～30分 適用範囲：小1～6年 用 具：検査用紙
W I S C - 知 能 検 査	言語性検査と動作性検査から構成さ れ、両者のIQの差や下位検査の評価点の プロフィールなどから、その個人の知能 の構造など明らかにできるとともに、言 語理解、知覚統合、注意記憶、処理速度 の各群指数から、下位検査の落ち込み等 の背景を探ることができる。	検査時間：約60分 適用年齢：5～16歳11 か月 用 具：検査用具 検査用紙 ストップウォッチ
K - A B C 心理・教育ア セスメント バッテリー	認知処理様式を、情報を一つずつ時間 的な順序によって処理する「継次処理様 式」と、複数の情報をその関連性に着目 して全体的に処理する「同時処理様式」 に分け、両者にアンバランスはないか、 ある場合にはどちらが優位かを把握す る。教育的支援の方向性も把握できる。	検査時間：約60分 適用年齢：2～12歳11 か月 用 具：検査用具 検査用紙 ストップウォッチ
I T P A 言語学習能力 診断検査	下位検査は回路・過程・水準という三 つの次元から構成され、個人内での様々 な言語処理能力に関する差異を明らかに できる。子どもの情報処理特性という面 からの理解に役立つことから、LD児の 診断や支援プログラム作成時の優先内容 や順序性などを明らかにできる。	検査時間：約60分 適用年齢：3～10歳未 満（MA） 用 具：検査用具 検査用紙 タブレット ストップウォッチ

【引用・参考文献】

学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導法に関する調査研究協力者会議	学習障害児に対する指導について(報告)	平成11年7月
鹿児島県教育委員会	「みつめよう一人ひとりを 支えようみんなで！」	平成17年3月
鹿児島県総合教育センター特別支援教育研修課	特別支援教育推進のためのガイドブック	平成17年4月
佐賀県教育委員会	特別な支援が必要な子どものためのガイドブック	平成17年3月
中央教育審議会	特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)	平成17年12月
東條吉邦	自閉症とADHDの子どもたちへの教育支援とアセスメント	平成15年2月
特別支援教育研究会編	特別支援教育ハンドブック 第一法規	平成17年3月
特別支援教育に関する調査研究協力者会議	今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)	平成15年3月
文部科学省	小・中学校におけるLD(学習障害), ADHD(注意欠陥/多動性障害), 高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)	平成16年1月

執筆協力をいただいた学校等

鹿児島市立宮小学校	鹿児島市立名山小学校	鹿児島市立原良小学校
鹿児島市立西田小学校	鹿児島市立花野小学校	鹿児島市立犬迫小学校
鹿児島市立春山小学校	鹿児島市立桜丘東小学校	鹿児島市立皇徳寺中学校
鹿児島県立鹿児島養護学校	鹿児島市教育委員会	
鹿児島県総合教育センター特別支援教育研修課		



特別支援教育の手引

小・中学校等における校内支援体制の確立をめざして

発 行 平成18年3月

発行者 鹿児島県教育庁学校教育課

TEL:099-286-2111 (内線5296)

FAX:099-286-5669

E-mail: tokubetusien@pref.kagoshima.lg.jp